

## 豊川市指定ごみ袋製造登録要領

### (目的)

第1条 この要領は、ごみ減量及びリサイクルの推進のため、豊川市（以下「市」という。）共通の指定ごみ袋を定め、この製造、卸売りに登録制度を実施し、ごみ出しマナーの向上を図り、地域の衛生的な環境と美化の促進を図ることを目的とする。

### (指定ごみ袋の規格)

第2条 指定ごみ袋の規格は、別表のとおりとする。

### (指定ごみ袋の登録申請)

第3条 指定ごみ袋を製造し、卸売りを行おうとする者は、「指定ごみ袋製造または販売登録申請書兼誓約書」（様式第1号）及び「指定ごみ袋仕様書」（様式第2号）に必要事項を記載し、使用顔料の成分証明書及び外袋印刷のデザイン案を添付して豊川市長（以下「市長」という。）に申請しなければならない。

### (指定ごみ袋の登録)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、第2条に定める規格に合致すると認めるとき、「指定ごみ袋製造または販売登録済書」（様式第3号。以下、「登録済書」という。）を市長名で当該申請者に交付するものとする。

2 市長は、登録済書の交付を受けた者（以下「登録業者」という。）に関する情報を登録台帳にて管理し、豊川市のホームページに登載し、公開するものとする。

### (登録の変更)

第5条 登録業者は、当該登録内容に変更を生じた場合は、変更後遅滞なく届け出なければならない。ただし、規格のうち、大きさ、厚さ、色顔料の変更は新たな申請とする。

### (指定ごみ袋の廃止)

第6条 市の都合で指定ごみ袋の規格変更または廃止をする場合は、3カ月以前に登録業者に当該内容を通知するとともに、以後は登録がないものとみ

なす。

(委任)

第7条 本要領に定めのない事項については、市で協議の上これを決定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は平成8年12月5日から施行する。
- 2 この要領は平成18年2月1日から施行する。
- 3 この要領は平成20年1月15日から施行する。

(宝飯郡小坂井町の豊川市への編入に伴う経過措置)

- 4 平成22年2月1日前にこの要領の規定に基づき交付した登録済書は、改正後の本要領の規定によりされたものとみなす。

附 則

この要領は平成22年2月1日から施行する。

附 則

この要領は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に改正前の豊川市指定ごみ袋製造登録要領の規定に基づいて作成されている指定ごみ袋製造または販売登録申請書兼誓約書その他の用紙は、改正後の豊川市指定ごみ袋製造登録要領の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

別表（第2条関係）

	可燃ごみ袋	不燃ごみ袋
大きさ	縦800mm×横650mm以下	縦700mm×横500mm以下
厚さ	0.03mm以上	0.04mm以上
材質	低密度ポリエチレン	
色及び顔料	赤色透明とし、重金属顔料 その他有害な顔料を使用し ないこと。	無色透明
外袋記載項目	別紙記載例参照	